

## 亀山市市勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

この要領は、亀山市市勢要覧作成業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項について定めるものである。

### 2. 業務の概要

- (1) 業務名 亀山市市勢要覧作成業務委託
- (2) 業務内容 亀山市市勢要覧作成業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成31年12月26日（木）まで
- (4) 予算額 4,611,600円以内（消費税額及び地方消費税額を含む）

### 3. 参加資格要件

本業務の受託候補者選定のための公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) プロポーザル参加意思表示書の提出期限までに亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。
- (3) 亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 亀山市契約規則第2条第5項の入札参加資格者名簿の取扱い業務に「広告代理・企画」の記載がされていること。
- (7) 本店又は支店若しくは営業所等の所在地が三重県内であること。
- (8) 過去に、市（町村）勢要覧又は類似する物品の作成業務の実績があること。
- (9) 事業の代表者、役員（執行委員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 4. 担当部署

亀山市総合政策部政策課広報秘書グループ

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

電話 0595-84-5021

ファクス 0595-82-9685

電子メールアドレス kouhouhisyo@city.kameyama.mie.jp

## 5. 亀山市市勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施要領等の交付

### (1) 交付期間

平成30年10月4日（木）から同年11月7日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 交付場所

4の担当部署とする。

### (3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

### (4) 交付書類

- ① 亀山市市勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ② プロポーザル参加意思表明書
- ③ 業務実績調書
- ④ 亀山市市勢要覧作成業務委託評価基準
- ⑤ 亀山市市勢要覧作成業務委託仕様書

## 6. 参加意思表明手続

プロポーザル参加希望者は、プロポーザル参加意思表明書及び資料を提出しなければならない。

### (1) 提出書類

- ① プロポーザル参加意思表明書（様式1）
- ② 業務実績調書（様式2）
- ③ 会社概要及び会社パンフレット
- ④ 申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し、個人である場合は代表者の身分証明書又は住民票の写し
- ⑤ 納税証明書等（公告日から起算して6カ月以内に発行されたもの）の写し
  - ア 全ての県税において未納税額の無い納税確認書の写し
  - イ 消費税及び地方消費税に未納額の無い納税証明書の写し

### (2) 提出期間

平成30年10月4日（木）から同月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

### (3) 提出場所

4の担当部署とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送（着信を確認すること）とする。

7. 参加資格審査

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書等の提出要請

3に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書で通知する。

- ①参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書等の提出を要請する旨
- ②参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

8. 企画提案書等の作成様式及び記載上の留意事項

企画提案書等の提出を要請された者（以下「企画提案者」という）は、亀山市市勢要覧作成業務委託仕様書を参照し、次の書類を提出する。

なお、企画提案書の作成に当たり、資料（第2次亀山市総合計画、亀山市観光パンフレット、過去に亀山市が作成した市勢要覧、亀山市のシティプロモーション [概要版]、その他本業務に必要となる資料）を参考にすることができる。亀山市ホームページに掲載されているが、必要があれば現物について貸与する。

(1) 企画提案書 書類6部

①企画提案書 A4版（1社につき1企画案とする）

亀山市市勢要覧作成業務委託仕様書に基づき、具体的に提案する。

②デザイン 表紙を含めて12ページ以内とする。

③関係書類 次の項目に関する書類を提出する。

ア 工程表 市担当者との打ち合わせを含めた工程表

イ 業務執行体制 スタッフの総数、内訳（業務別に人数等）と今回の業務を担当するスタッフの氏名及び業務実績（経験年数等）、市担当者との打ち合わせ体制、連絡体制等、業務をスムーズに行うための推進体制

ウ 業務実績 過去に作成した市（町村）勢要覧又は類似する物品の完成版

(2) 見積書 1部

見積書に記載する額は、消費税にかかる課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額とする。契約となった場合は、見積書に記載された金額に当該金額100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

9. 質問の受付及び回答

亀山市市勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施要領等の内容に質問がある場合は、質問書（任意様式）を提出すること。

(1) 提出期間

平成30年10月4日（木）から同月22日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

4の担当部署とする。

(3) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、持参、郵送、ファクス又は電子メール（着信を確認すること）で提出

(4) 回答

受付後速やかに回答する。また、質問に対する回答は質問回答書として取りまとめ、亀山市ホームページに順次掲載する。

10. 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

平成30年11月7日（水）午後5時15分

(2) 提出場所

4の担当部署とする。

(3) 提出方法

提出期限までの日（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに持参するものとする。

11. 事業者の選定等

(1) 選定方法

選定委員会において、企画提案書等の内容、見積書の金額及びプレゼンテーション内容を評価し、企画提案書を選定する。その選定に基づき提案が最適な者を特定する。ただし、見積金額が4,611,600円（消費税額及び地方消費税額を含む）を超えている場合は、その企画提案書は選定から除外する。

選定委員会は、総合政策部長、生活文化部長、健康福祉部長、産業建設部長をもって構成する。また選定委員会は非公開とする。

(2) 評価方法

評価は、亀山市市勢要覧作成業務委託評価基準に基づき、提案力、企画性、デザイン性、文章力、取組意欲、執行体制、業務実績、見積書が項目の合計点とする。合計点の最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。ただし、合計点が同点の企画提案者が複数ある場合は、選定委員会委員の多数決により選定する。

(3) プレゼンテーション

- ①日時（予定） 平成30年11月9日（金）（時間は後日連絡する）
- ②場所（予定） 亀山市役所2階第2応接室
- ③内容 提案説明（1業者）15分以内、質疑15分程度  
プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、自社で準備すること。  
ただし、プロジェクター及びスクリーンは亀山市で用意する。

#### （4）選定結果の通知

- ①選定結果は、決定後にプロポーザル参加者全員に通知する。
- ②審査の結果、選定されなかった者は、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領第7条の規定に基づき、その理由について説明を求めることができる。

### 12. 選定までのスケジュール

- （1）平成30年10月 4日（木） 公告及び実施要領等の交付開始
- （2）平成30年10月15日（月） プロポーザル参加意思表明書の提出期限
- （3）平成30年10月16日（火） 参加資格確認通知書・企画提案書等提出要請書の送付
- （4）平成30年10月22日（月） 企画提案書等の質問書の提出期限
- （5）平成30年11月 7日（水） 企画提案書等の提出期限
- （6）平成30年11月 9日（金） プレゼンテーション（予定）
- （7）平成30年11月29日（木） 選定結果の通知（予定）

### 13. その他

- （1）本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- （2）本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- （3）選定しなかった企画提案書は、提出者に返却しないものとする。
- （4）選定した企画提案書は、公表することがある。
- （5）提出された企画提案書は受託候補者の選定以外に、提出者に無断で使用しないものとする。
- （6）提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- （7）本業務の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （8）参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはいししない。
- （9）選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。